

議第63号

令和7年度各務原市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度各務原市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86,233千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,106,233千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年6月5日提出

各務原市長 浅野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
16 国庫支出金		11,964,233	△ 20,648	11,943,585
	2 国庫補助金	3,361,413	△ 20,648	3,340,765
17 県支出金		4,746,099	3,704	4,749,803
	2 県補助金	1,204,517	1,000	1,205,517
	3 委託金	346,600	2,704	349,304
21 繰越金		850,000	22,277	872,277
	1 繰越金	850,000	22,277	872,277
22 諸収入		2,425,482	5,000	2,430,482
	6 雑入	2,146,562	5,000	2,151,562
23 市債		6,478,800	75,900	6,554,700
	1 市債	6,478,800	75,900	6,554,700
歳 入 合 計		63,020,000	86,233	63,106,233

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		6,621,615	8,865	6,630,480
	1 総務管理費	5,192,376	5,000	5,197,376
	2 徴税費	751,438	2,369	753,807
	3 戸籍住民基本台帳 費	388,764	0	388,764
	5 統計調査費	119,633	1,496	121,129
3 民生費		20,419,845	3,245	20,423,090
	1 社会福祉費	7,455,226	2,475	7,457,701
	4 生活保護費	1,753,601	770	1,754,371
4 衛生費		5,999,524	0	5,999,524
	1 保健衛生費	1,478,324	0	1,478,324
8 土木費		4,839,839	61,200	4,901,039
	3 河川費	99,216	0	99,216
	4 都市計画費	2,296,483	61,200	2,357,683
9 消防費		2,147,014	△ 5,478	2,141,536
	1 消防費	2,147,014	△ 5,478	2,141,536
10 教育費		10,349,638	18,401	10,368,039
	1 教育総務費	1,340,143	7,778	1,347,921
	6 社会教育費	1,205,738	10,623	1,216,361
	7 保健体育費	3,432,524	0	3,432,524
歳 出 合 計		63,020,000	86,233	63,106,233

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
消 防 施 設 適 正 配 置 等 調 査 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	5, 4 7 8
次 期 統 合 型 校 務 支 援 シ ス テ ム 導 入 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	1, 8 9 9

第3表 地方債補正 (変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等情報 基盤整備事業	千円 43,100	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 〔ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率〕	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。	千円 4,700	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 〔ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率〕	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。
道 路 橋 梁 事 業	852,700				878,100			
排 水 路 改 良 事 業	3,400				29,500			
街 区 公 園 整 備 事 業	631,500				640,400			
都 市 再 生 整 備 事 業	40,600				46,400			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
文 化 会 館 整 備 事 業	千円 600	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 〔ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率〕	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。	千円 8,800	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 〔ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率〕	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。
体 育 施 設 整 備 事 業	796,900				837,300			

(廃止)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備考
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
消 防 施 設 等 情 報 基 盤 整 備 事 業	千円 500	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。	-	-	-	-	補助金の採択 に伴い、財源を 変更するため

議第 6 4 号

令和 7 年度各務原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度各務原市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 6 月 5 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

第 1 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
特 定 保 健 指 導 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	8, 3 7 7

議第65号

令和7年度各務原市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度各務原市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出の補正）

第2条 令和7年度各務原市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書を次のとおり改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額969,397千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額97,631千円、過年度分損益勘定留保資金666,785千円及び当年度分損益勘定留保資金204,981千円で補てんするものとする。）

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第4款 資本的支出	1,759,083千円	△8,288千円	1,750,795千円
第1項 建設改良費	1,653,866千円	△8,288千円	1,645,578千円

（債務負担行為の補正）

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
公用車（ローダーダンプトラック）購入事業	令和7年度から 令和8年度まで	8,288千円

令和7年6月5日提出

各務原市長 浅野健司